健康福祉局 資　　料	No. 7

令和４年６月 17 日
課　名　健康福祉局食品生活衛生課
担当者　食品衛生担当監　柳本
内　線　3102

食中毒予防月間について

１　要旨・目的

　高温・多湿となる夏場は，カンピロバクターなどの細菌性食中毒が最も発生しやすい時期であるため，７月，８月を「食中毒予防月間」とし，特に食中毒が発生した場合に大規模となるおそれの高い営業施設について，重点的な監視指導を行うとともに，事業者及び消費者に対する食中毒予防の普及・啓発を強力に推進する。

２　現状・背景

・令和３年の全国の食中毒は 717 件(有症者 11,080 人)　であり，うち広島県は 11 件(有症者 128 名)。
・令和４年の広島県の食中毒は，これまで９件(有症者 57 人)発生している(令和４年５月末現在)。
・細菌性食中毒が最も発生しやすい夏場に，集中的に監視指導を行い，食中毒を予防する必要がある。

３　概要

(1)　対象

飲食店営業，食品製造業，食品販売業

(2)　重点実施事業

ア　営業施設への監視指導

（ア）　仕出し店・大型旅館，集団給食施設など主要対象施設への重点監視（食品の衛生的取扱及び従事者検便の実施等）
（イ）　食品取扱者等を対象にした衛生講習会の開催
（ウ）　副食等の食中毒菌等の検査実施
（エ）　簡易検査（設備・器具・手指等の細菌検査）の実施
（オ）　啓発資料（食中毒予防チラシ）の作成・配布
（カ）　食中毒予防ポスターの掲示

イ　県民への食中毒予防の啓発・注意喚起

（ア）　食中毒予防講習会の開催
（イ）　啓発資料（食中毒予防チラシ）の作成・配布
（ウ）　食中毒予防ポスターの掲示
（エ）　各種広報媒体による啓発

令和4年度食中毒予防ポスター

(3)　食中毒警報の発令（警報発令事業の実施期間：５月１日から 10 月 31 日まで）

　細菌性食中毒が発生しやすい気象条件になった際に，食中毒警報を発令することで，県民及び食品関係事業者に対して広く注意を喚起し，食品衛生意識の高揚を図る。

《近年の発令状況》　令和４年度は発令されていない(令和４年６月 10 日現在)
　　　　　　　　　令和３年度　　６月９日～10 月 18 日まで発令
　　　　　　　　　令和２年度　　６月９日～10 月１日まで発令